

第三十四回国会 衆議院 商工委員会 商工会の組織等に関する法律案等審査小委員会 議事録 第四号

昭和三十五年四月六日(水曜日)

午前十一時十九分開議

出席小委員

小委員長 小川 平二君

岡本 茂君 始岡 伊平君

小林 正美君 田中 武夫君

北條 秀一君

出席政府委員

通商産業事務官 松尾 金蔵君

(企業局長) 中小企業庁長官 小山 雄二君

通商産業事務官 (中小企業庁振興部長) 中野 正一君

小委員外の出席者

議員 小林 正美君

商工委員長 中村 幸八君

商工委員 鹿野 彦吉君

商工委員 板川 正吾君

商工委員 勝澤 芳雄君

総理府事務官 (自治庁税務局) 鎌田 要人君

市町村税課長

本日の会議に付した案件

商工会の組織等に関する法律案(内閣提出第七六号)

商工会法案(小林正美君外十名提出、衆法第二〇号)

○小川(正)小委員長 これより商工会の組織等に関する法律案等審査小委員会を開会いたします。

内閣提出の商工会の組織等に関する法律案及び小林正美君外十名提出の商

工法案の両案を一括して議題とし、審査を進めます。

発言の通告がありますので、これを許可いたします。小林正美君。

○小林(正)小委員 中小企業庁長官にお尋ねをしたいと思います。大が、先般私どもが要求いたしました大都市の商工会議所に対する指導方針について、通商産業省としてはどのように考えておられるか、こういう要望に對して、先般四月四日付のあなたの方の考え方がプリントで出て参りましたので、その点についてお尋ねをいたしたいと思うのでありますが、まずその前に、長官は東京都の中小企業の諸君としばしば会合を持たれて、いろいろと要望を聞いておられると思うのでありますが、あなたの耳にどのような法案について東京都の中小企業、特に小規模事業者が考え方を持っておるように入っておるか、その点まずお伺いをいたしたいと思ひます。

○小山(雄)政府委員 大都市におきま小規模事業者の指導のやり方につきまして、本委員会ではいろいろ御意見が御披露されて、私もいろいろ見解が御披露されて、私もいろいろ見解を聞いておりましたが、またそういう関係の議論からみまして、それぞれ関係の向きが具体的にどういう考え方をしているかという点など等は随時これを聞いておきます。またその方々に対しては、私どもの考え方

また大都市の商工会議所が小規模事業者の指導がうまくできずようという方向について、いろいろ考えておるわけでありまして、今お尋ねの小規模事業者を代表しますといふことは、その方面の意見として、一つは商店街関係のまとまる団体、区ごとにまとまってお

ります。それが集まりまして府でまとまっておりまして、そういう方面の一つの意見、それからもう一つは工場協会、これが区に大体ございまして、この面が都にまとまっておりまして、この面の意見、この二つの面の意見が主として小規模事業者の意見を反映するものだと思います。

前者につきましては、いろいろの意見がありまして、初めは商工会法ができて小規模事業者に対する指導をやるというふうなことから、われわれの団体そのものに補助をしてくれというふうな考え方をしておったようでありま

す。ところが、前にも申しましたように、商店街組合というものはそもそも指導団体というよりは、むしろ協同相互扶助的な組織の団体でありまして、会の性格も違ふし、区域あるいはその団体の組織の仕方から見ても、小規模事業者の指導を全般的にやるという組織には、そのままではないという感じがいかというふうないろいろな話をしまして、それに対しては、その関係の向きでは、それではかりに商工会議所とタイ・アップしてやるにしても、われわれの団体をそのまま利用してくれないかというふうな考えの向きにだ

んだん変わってきたと、われわれは考えております。

それから工場協会の方でございますが、この方は主として労働関係の仕事をやっておったという沿革その他からいいますと、これもそのままで指導団体としては利用しにくいじゃないかというふうなことを話し合ひまして、結局これもそれでは商工会議所とタイ・アップして、なるべく自分の方の組織を活用してくれというふうな考え方になってきておると考えております。

そういうことも考えまして、先ほどプリントで差し上げましたような商工会議所の中にそういう団体を繰り入れていく、そういう団体を通じて小規模事業者の意見を会議所に反映させるような仕組みを考えますとともに、小規模事業者の指導の場合にも、そういう団体を利用していくという考え方、今後指導して参りたいという、書面に盛っておるような内容になった次第でございます。

○小林(正)小委員 今二つの団体の名前が上げられましたが、東京都などにはいよいよゆる民主商工会というのがあるんですね。この民主商工会の人々は、この商工会法に対して大きな関心を持っておりますが、その方面の事もやはり十分聞かなければならぬと私は思っておりますし、すでにあなたのお耳にも入っておると思ひます。ところがその点はことさらに今答弁の中から抜けておりましたが、すでに長年の間商工会という名前を使つて都市部にお

いて、特に零細企業者の立場に立つて、民主的に運営しておるこの商工会というものを頭から無視して、たとえば第何条ですか、その名称を用いることができない、もし用いたならば過料が課せられるというふうなことで、はなはだいかげであらうかという感じがいたしますが、その点についてはどう思つておられますか。

○小山(雄)政府委員 民主商工会というのがありますことは事実であります。これは御指摘の通り全国的に見ましても大体百三十程度ございまして、大体市部に多く、郡部にはほとんどございせん。しこうしてこの団体の性格といふことは、団体たといふ何々々の民主商工会というふうなことで、一応地域的なかまをいたしまして、その会員の指導に当たるといふ組織であるわけでありまして、実際の動きを見ますと、これはそもそもはもつと数も相当たくさんあつたわけでありまして、その起ころいはゆる反税闘争的な目的をもつて非常に活躍をしたという時期があるわけでありまして、それが相当の数に上つておりましたが、漸次そういう動きが静まって、今のところは数も非常に少なくなつて百三十程度になつた。会員も全部で推計三万くらいだろつというところで、一つの会の数も平均の会員数も二百数十人ということになつておまして、今申しましたように地域的なかまをしておりますが、実際に入つておる人は非常に数が少ない。ばらばらで同好の士が集まつ

ておるといふような組織でありまして、私どもとしてはどういふ人たちの意見もいろいろ会って聞くことがございますけれども、要するに指導団体としての商工会というふうな言葉になつていないという見方をしておるわけでありまして。従つて今回の小規模事業者等の指導機関としての商工会というものは、全然性質が違ふという考え方をしておるわけでありまして、そういう意味で今それに触れなかつたわけでありまして。

○小林(正)小委員 ます、この民主商工会の問題からお尋ねをいたしておきたいと思ふのでありますが、今度の法律案によりますと、第六十六条に「第五項第二項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。」というふうな規定になっておまして、一年が経過いたしました、商工会という名称は用いられないということに相なるわけでありまして、そこでお問い合わせしたいことは、たとへば団体法における、あるいは協同組合法におけるこのような罰則があるかないか、あるとすればどのような規定になっておるか、これとの比較において一つ長官のお考えをお聞きいたしたいと思ひます。

○小山(雄)政府委員 名称禁止の規定は商工会法のみならず、これに似たような団体にはすべてあるわけでありまして、中小企業等協同組合法におきましても、協同組合という名称は協同組合でなければ使えないとともに、「不正の競争の目的で登記された組合の名称」と同一又は類似の名称を使用した者は、一万円以下の過料に処する。」という規定がございまして、罰則の規定も同様になっております。

○小林(正)小委員 それに出ております、何か前提条件がついておられます、不正の云々という言葉が。ところが今度の場合には不正の何とかないう前提が入つておられない。その点はどうして違ふのですか。

○小山(雄)政府委員 商工会議所あるいは商工会というふうな公益性の非常に強い性質のもの、これは明らかに公益法人と規定されておりますが、そういう種類のものは名称そのものずばりを禁止し、またそのものの違反すばりを過料に処する、こういうことになろうと思ひます。協同組合は性格的に言ひますと、公益法人と営利法人の間の中間的な性格の法人だと思ひます。従つて営利事業的な経済事業もやるわけでありまして。従つて名称を禁止いたします場合には、その経済性といひますか、取引等のじやまになるとか、そういうふうな意味が相当付加されるのではないかと考えるわけでありまして。従つて不正競争の目的で登記された組合の名称といふものの比較を一つするといふこととともに、その取引上のいろいろな混乱を避けるという意味からいたしまして、同一の名称のみならず類似の名称も取り締まるといふことになっておまして、この二つの点で商工会と協同組合の差が出てくるのではないかと、こう考えます。

○小林(正)小委員 私は不勉強でわからないのですが、商工会議所法にはどういふ罰則がありましようか。ちよつと教えてくれませんか。

○小山(雄)政府委員 商工会議所法も全然同じでございまして、三条二項の規定に違反した者は一万円以下の罰金に処する、こういう規定がございまして。

○小林(正)小委員 団体組織法の場合に、しからばどのような罰則があるか、その点をお尋ねしたいと思ひます。

○小山(雄)政府委員 罰則の点では全然同じと思ひますが、今条文を調べます。——団体組織法は百十五条でございまして。やはり一万円以下の過料であります。

○小林(正)小委員 そこでお尋ねをいたしたいことは、政府の原案によりますと、商工会というものは商工会議所と地域を重複せしめては相ならぬ、こういう建前になっておられます。あなた方がこの法律でもつて商工会という名称を他に使用せしめないという目的は、その理由は同じ地域に、商工会といふものが二つあつて困るといふことから、私はそういう規定になつてくるのだらうと思ひますが、しからばあなたの方で考えておられるような都市部には商工会議所を置くものであるという建前に立つたならば、都市部にはいづゆる法律で認められた商工会といふものはあり得ないわけでありまして、従つて任意団体の商工会といふものを置いて、少しも実害がないではないか、こう考えますが、その点はどうですか。

○小山(雄)政府委員 商工会と商工会議所でもつて小規模事業者指導の一つの組織網といひますかを作らうといふことが、一つのねらいなわけでありまして。商工会の仕事は先ほど申しましたように、商工会が相当公共性を持つておるといふことでありまして、商工会のある場所任意に商工会ができるというふうなとき混同を生じまして、どちら

が本物といひますか、法律で認められた商工会かわからぬというふうなことで、善意の第三者に迷惑をかけるというふうなことがないようにという趣旨が、この名称禁止の趣旨であります。

○小林(正)小委員 意味が違ひますよ。政府の原案といふものは商工会議所と商工会といふものを法律で認めた団体として、同じ地域には重複せしめない、というのでしよう。それなれば商工会議所を認めた地域には、いづゆる法律で認めた商工会といふものはあり得ないわけですから、民主的な任意団体としての商工会はあつたつて、ちつとも差しつかえないではないか、こういうことですか。その点どうですか。

○小山(雄)政府委員 商工会議所の地区には商工会ができない建前になっておる。従つてその地区には商工会といふ名前を使つた任意のものがあるといひます。いじやないかといふお話でございまして、商工会といふものがどこにできようと、要するにその交渉の相手といひますか、これを相手にしていろいろ一般の人、あるいは業者の人が行動するといひますか、そういうことは地域のいかににかかわらぬわけでありまして、遠くの方から東京都の商工会、東京都にたとへば商工会といふ名称の任意団体がある。それをいづゆる法律の商工会と誤つて、たとへば取引、指導に關していろいろ情報を交換するとか、教えてくれとかというふうな連絡をしていくといふようなことがあります。場合に、誤るおそれがないとはいへないといふことで、要するに一般的に商工会といふものの名称を保護しようといふことでありますので、そういう必要も絶無ではないと思ひます。

○小林(正)小委員 私が言いたいことは、とにかく相当長い間、商工会といふものが任意団体として、都市部においてこれまで相当仕事をしてきておる。実績を上げておる。しかるに、今一片の法律をもつて、そういう任意団体が商工会という名称を使うことができないといふことをきめてしまふといふことは、あまりにも過酷ではないか。だから、その点もう少しあなた方は思ひやうある態度がとれないか、こういうことなんですか。しかし私たちがこういう発言をしておるといふことは、都市部にはいづゆる法律で認めるところの商工会を認めないんだという建前に立つて言うておるのじやないのです。

た、あなたの方がそういう前提であるがために、これは念のために聞くわけなんです、もう少しその点は——かりにあなたの方の法律が通つた場合に、おいて、都市部における商工会といふものが全然看板を変えなければならぬ、そのために非常なたくさん金もかかる、煩瑣な手続もなければならぬ、これは大へんだと思ひます。その点はどんなものでしょう。

○小山(雄)政府委員 やはり法律をもちまして、商工会といふものを制度として認めていこうといふことにいたしまして、以上は、この商工会といふ名前、あるいは商工会といふ名前じやなくて、もつと別の名前を使つて、従来の、かりに商工会という名前を使つた人が、実際に長い間そういう名前を使つていたという事実に対して、そういう考え方があつたかと思ひますが、いやしくも商工会といふものを法律で作りまして、これを制度化して小規模事業者指導の網を張つていこうといふ

考え方をとりまします以上は、やはりその名称は、先ほど来申しますような意味で、公共性にかんがみて保護することが、どうしても必要じゃないか、私どもはそう考えます。

○田中(武)小委員 小林委員のたたいまの質問と関連をいたしまして、お伺いをいたします。その点につきまして、は、先日、本委員会の方に総理の出席を願ったときにも、私から若干触れた点でございしますが、そういったこと、現に商工会という名を使い、任意団体として存在しておる。それが、今度この法案が政府原案のまま通ったといたしますと、解散しなければいぬか、こういうことについては、総理は、解散しなくてもいい、名前だけを変えてもらうんだ、こう言うのです。法律によって強制的に、従来何年かの実績を持つ名前を変えさせるというとは、どうなんでしょう。法律的な点からいって、そういう法律はあり得ようかどうかという点と、それではもう一つ、それをなお続けていった場合に、いわゆる罰則によって一万円以下の過料になる。だが、一万円の過料を納めたら、それで済むのか。なお私の方は変えないといった場合に、名称変更の確証訴訟でもとってやるということになりませんが、それは一体どこがやるのか。私のところは変えませんが、それを押してやるならば、私はあのとき言ったと思いますが、憲法の保障する結社の自由——結社はすなわちその名をつけることと思えます。そのことにも関連すると思えますが、いかがでしょう。解散命令でも出すのか。あるいは名称変更の訴訟でもやらない

限りできないと思えますが、その点どういうふうになるのですか。

○小山(雄)政府委員 先ほど来申しますように、協同組合あたりでも名称保護の規定があるわけでありまして、ましてや公共性の非常に強い商工会議所であるいは商工会という種類のものは、当然名称保護の規定があつていいと考へます。それで今お尋ねのようによい、これは名称を変えなければいぬか、ひいては、あるいは解散させられるようなことに、ますますなるんじゃないかという点、これは結社の自由がありまして、任意団体として、任意組合として残ることは一向差しつかえないと思ひます。ただ法律に基づきまして、名称だけは変えてもらふということになります。どうしても名称を変えるのはいやだということになりますと、過料が課され、その違反状態が続けば、過料が何べんでも課せられるという法律関係になつておきます。

○田中(武)小委員 過料が何回でも課せられるというところは、どういうことになりますか。たとえば現在何々商工会というものがあつた。この法律が施行せられて、それに対して一回ぐらゐ警告が出るだろう。それでもやたら過料が課される。なおやつたら、続けて何回でもやるという、一体何回ぐらゐやられるのですか。法律的には毎日それに課しますか。

それから、あなたは今協同組合云々と言われましたが、協同組合の場合には登記したる場合ですよ。登記したる場合にあるのですよ。いわゆる登記によつて第三者に対する対抗要件と申しますか、その登記によつて名称の確保ができるわけです。現在の任意団体は登記をしておつた場合にはどうなりま

すか。この法律によつて無効になりますか。商工会という名前を登記した場合、どうなりますか。

ついでにもう一つ言ひが、法律は、適及しての効力は、特別の場合でないものと認められないわけですよ。今後できるものに対しては適用できるものかもしらぬが、すでにあるものに対して適及しての効力がありますか。

○小山(雄)政府委員 過料は、法律的に言へば、何回でも、毎日でも課せられると思ひます。これは少々研究してみないと私もよくわかりませんが、ただ手続的には、警告したり、注意したりしてかかる。なにか聞かなければ、またもう一ぺん注意を喚起する意味で、制裁的にかけるということ、何回も何回も——毎日かけるということ、は実際問題としてないと思ひますが、理論的には毎日でも、幾らでもかけられるものと思ひます。

それから従来ある任意団体等がその名前を登記しておる。これは社団法人ならそういうことがあつたと思ひます。その場合には、それが本法の商工会にならぬものであるとするならば、その登記を変えてもらわなければならぬということになります。

それから、今度この法律を作つて、それが従来使つておつたものに対して適及するかどうか、こういうお話でありましたが、これは適及とか過及でないとかいうことじゃなくて、新しく施行して、そのとき以後そういう状態では困るというのを言つておるわけでありまして、法律は適及するという関係じゃないかと考へております。

○田中(武)小委員 どうも今の長官の答弁は不満足です。私が言つておるのは、まず法律は将来に向かつて効力を持つ。だからこれからできるものに対して、たとえばこの法律によらないものが商工会という名前を使つてはいかぬというところは、一応考へられるとしても、今まで任意に作つてきて、商工会という名前を持つておるものに対して、この法律が通つたからといって、行政措置その他で警告するとか、たとえばあなたの方でやると思ひんだことが、憲法上の問題にかかつてくるのじゃないかと私は思ふ。今まである任意の商工会が補助金等をもらふ場合、そんなものは要らぬというものは、今まではしにせの名前を続けている、こういうことなんですよ。それに對して、名前を変えろという命令がでますか。訴訟上そういう判決をとれる自信がありますか。

それから協同組合の場合は、あくまでも登記することによって保護せられるのですよ。これは公益性云々の問題じゃないわけですよ。会社でも、商法による登記をすることによつて、その地区に同じものを、株式会社何々という名前が使われぬというところは、これは登記というものの効果なんですよ。従つて、そこでそこそそ打ち合わせをせられても、今のような答弁なら不満足です。法律の専門家に來てもらつて、私はこの点を究明しない、この点については釈然といたしません。法制局及び法務省から來てもらふことを要求いたします。従つてこれはおいておきます。

○小林(正)小委員 それでは問題をもとに戻しまして、中小企業庁が出しましたこの指導方針の問題であります。この点プリントを拝見いたしました。が、どうも少し十分にわからぬ点がありますので、お尋ねいたしたいと思ひますが、支部の運営については、会員の議決権は一會員一個とするということ、あといろいろ書いてあります。が、この會員というものは、これは支部だけの會員ですか、商工会議所本部の會員の意味ですか、その点をお尋ねしたいと思ひます。

○松尾(金)政府委員 商工会議所法の建前から参りまして、ここでいつておりますのは商工会議所全体の會員、今のお話に当てはめますと本部の會員、そして支部に分類するといふ形になつておるのであります。

○小林(正)小委員 そりしますと、零細企業者が大量に東京なら東京の商工会議所に入会する場合、その大量の零細企業者は全部一會員一個の議決権を、本部の總會において持ち得るものであるかどうか、お尋ねいたしたい。

○松尾(金)政府委員 それぞれの人が會員という形で加入されますれば、もちろんその會員の規模が大きい小さいには関係ございせん。商工会議所法の規定によりまして、御承知のようには議員の中に一議員がございまして、一議員の選挙に関する限りは口数による投票でございまして、それ以外は全部一人一票による公選制に相なつております。

○小林(正)小委員 今の一議員の説明を、一つ詳しくお願いしたいと思ひます。

○松尾(金)政府委員 御承知のように商工会議所の制度の運営にあたりまし

たこの指導方針の問題であります。この点プリントを拝見いたしました。が、どうも少し十分にわからぬ点がありますので、お尋ねいたしたいと思ひますが、支部の運営については、会員の議決権は一會員一個とするということ、あといろいろ書いてあります。が、この會員というものは、これは支部だけの會員ですか、商工会議所本部の會員の意味ですか、その点をお尋ねしたいと思ひます。

ては、議員を選挙いたしましたして、議員総会が商工会議所全体の運営の決定権を持つておることは御承知の通りであります。その議員の中に、御承知のように法律の中で、議員総会の構成メンバーの中でその五〇%以上を、定款で一号議員といふふうにきめておられますが、この一号議員の選挙にあたりましては、先ほど申しましたように口数による選挙権が与えられております。しかしそのほかに二号議員といふのが大商工会議所の全体の——商工会議所の会員の中に、いわゆる部会制度が作られておることも御承知のことと思ひますが、これはその部会ごとに二号議員を選挙するのであります。その場合はもちろん一人一票で表決が行なわれる。先ほど申しました口数による選挙権の差がございますのは、今申しました議員総会の半分以上を構成してあります。一号議員の選挙の場合だけという制度でございます。

○小林(正)小委員 私、商工会議所がほんとうにいわゆる民主的な商工会議所になり得ない、いつの場合でも商工会議所の運営といふものが大企業に片寄るものであるといふことは、今あなたが言われた一号議員といふものが存在しておるところに一番大きな原因があると思ふのです。だからその点がほんとうに民主的に運営されるためには、やはり技術的に改められなければならない。私はこう考へる。少なくとも業者は一人一票、八幡製鉄の社長であらうと、町の魚屋さんであらうと一人一票でこそ、初めて私は民主的な商工会議所の運営といふものが考えられると思ふのです。従来はそんでないために非常にゆがめられておる、私はこう

思ふのですが、その点局長のお考えはどうですか。

○松尾(金)政府委員 商工会議所の制度は御承知のように相当長い沿革がございます。従来の商工会議所は、大体こういふ形で運営されてきておると思ひます。それともう一つは、やはり商工会議所という制度には相当の財政的な基礎が要るわけでございますが、その意味で商工会議所の財政的な基礎を強くするには、もちろん全部の選挙ではございませんが、先ほど申しました一部の選挙についてやはりこの程度の差を設けることによって、平たく申しますと会費を集めやすいというふうな、非常に現実的な事情が沿革的にもあつたと思ひます。そういう事情が現在も引き続いて制度として残つておるというのが実情であらうと思ひます。

合に、私はいわゆるたとへがでさうと思ふのです。会費の集め方の問題であるとか、会費の運営の問題等から見てやむを得ないのだとおしやるならば、税金をよけい納める資本家に対しては、国会議員の選挙においても選挙権をよけい与えなければならぬという理屈になりはしませんか。その点どうですか。

○松尾(金)政府委員 今お話しがございましたように、今度お手元にお配りしております支部の運営につきまして、特に零細企業、小規模事業者対策というふうな関係を重視をいたしまして、ここに書いておられますように厳重に一人一票ということに運営をして参りたいというふうにいたしてあります。ただ、今お話しのように商工会議所全体の運営ということになると、今御指摘のような従来からの経緯等の点があるじゃないかという点は、私もその事情はよくわかります。ただ問題は先ほど申しましたように、繰り返して申し上げますけれども、商工会議所の運営にはやはり財政的基礎云々というふうなことからいって、ある程度、もちろんここでは全部の議員の選挙について口数制限があるわけではございませんで、一部の議員の選挙について口数制限を設けておるという程度で、そういうことで商工会議所の財政的基礎をよくするといふ現実的な問題の解決に進むのであれば、従来の経緯からいってこの点はやむを得ない実情にあるのではないかとどう考へておられますが、しかし先ほど申しましたように支部の運営についてはそういう制限を設けない、必ず一人一票でやるというふうに支部を運営いたしまして

あります。お尋ねをいたしたいことは、この「熱意と能力を有するものがある場合には、」と書いてあります。この熱意と能力を有するものがあるという判定は、だれがやるのですか、これを聞かせて下さい。

○小山(雄)政府委員 これは私どもが大都市における商工会議所等が小規模事業者の指導をやる仕組みとして、どういふ仕組みがいいだろうということ考へて、指導方針として、この考へ方をメモにしたものであります。この具体的のやり方その他につきましては、今後会議所とどういふ関係の団体が具体的に話し合ひまして、われわれもその相談に乗りながら、具体的なことをきめながら、仕組みを作つていかなければならぬと思ひます。ここに書いてありますことは、要するに考へ方をまとめたものであります。従つて、まあ全然自分の方はそういうことに関係ないのだ、やるつもりもないのだというふうなことは困るのであります。一応やるかまををし、また、なるほどだが見ても、うまくやれるというものでなければ困るという意味の前提の書き出しのつもりであります。まあ熱意、能力と、非常にきつて書いてありますけれども、この具体的な仕組みは、なお関係方面と相談しながら、具体化していくということでありまして、熱意の程度をだれが判定するのだといふことよりも、むしろ具体的に話し合ひつつ、その仕組みに入れていくということでありまして、われわれはこれで一向さしつかえないのじゃないか、こう考へております。

○小林(正)小委員 それはまことに

かした答弁で、いいですか、「熱意と能力を有するものがある場合には」というのが大前提でしょうが。この大前提が、さっぱりどうもあなたの今の答弁では、何が何だかわけがわからない。これをばっかりしてもらわねと——あなたがわからなければ企業局長でもけつこうですよ。一体だれが判定するのですか。もしそういうあやふやなものならば、この熱意と能力というものを削ったらどうですか。この点どうですか。

○小山(雄)政府委員 この字句についていろいろ御意見がありますが、私どもの考え方は、今申しましたように、具体的やり方は、それぞれ当事者同士が話し合って、仕組みを作っていくという趣旨でありまして、あるいは書き方は、むしろ変えて、そういう場合という大前提的な書き方でなくて、両方が話し合って、そういう仕組みができれば、こういうやり方をやるという書き方でも、私は一向さしつかえないのじゃないか。事実そういうつもりであります。

○小林(正)小委員 そうすると、両者が話し合つてとおっしゃいましたが、両者というのは、だれですか。中小企業庁の長官と商工会議所の会頭ですか。どういふことですか。

○小山(雄)政府委員 会議所と、ここに書いてあります商店会連合会、工場協会等の商工業者の団体、この両者であります。

○小林(正)小委員 これは今あなたのおっしゃったようなことで、決して熱意と能力を有するものがあるというより、大前提は置かないで、会議所というわゆる任意団体との話し合いという工

合に私は理解いたします。いいですね——それではそれでよろしいということになりますから話を進めます。そのあと、「商工会議所が当該地域の小規模事業者に対し経営改善普及事業を実施するに際し、その団体に商工会議所中小企業相談所を設置し、普及員を配置する等の方法により」云々、こうなっておりますね。ところがこれははなはだ実は任意団体をして憤慨せしめておられるということを私は申し上げなければならぬのです。熱意と能力を有するようになりつぱな任意団体であるならば、何も商工会議所が当該地域の小規模事業者に対して経営改善普及事業を実施するに際して、そのりつぱな任意団体に対して商工会議所中小企業相談所を設置してもらふ必要はさらにもないのだ、われわれを侮辱するものだ、こう言つて、現に商店会連合会の諸君は非常に憤慨しておる。これは私は非常に任意団体をなめた言ひ方であると思ふのです。何だか商工会議所だけがあなたの大事な子供であつて、もうそういう任意団体で、これまでまじめにやつてきた、現に都からもあるいは区からも年間相当補助金をもらつておる——都の商店会連合会のごときは、年間予算は実に三十億なんです。都からは百億金が出ておる。各々の商店会連合会には、あるいは五十万あるいは百万という補助金が現在出ている。そういうものに對して、何で商工会議所中小企業相談所を設

じやありませんか。なんで商工会議所がその中にござらに突つ込んでいかなければならぬのか、私はどうしても理解に苦しむ。この点一つお願いいたします。

○小山(雄)政府委員 各項目に即していろいろ御質問でございますが、この指導方針的なものができます際にも、私ももつては会議所の意見、考え方、聞き、またそういう団体の方々の考え方、またそういう方々を打ち出したわけでありまして、むしろ私どもの理解しておるところでは、商店会連合会等は、私どもは本来会議所が支部をずつと作つて、それに小規模事業者も団体加入等であつて、その支部は支部の分属員で自主的に動かすよう仕組みにし、一つの小規模事業者に対する指導事業も、本部を通じて実施は支部がやるという仕組みがいんじやないかとむしろ考えたわけでありまして、いろいろ話し合つております間に、商店会連合会の方々が、むしろそういう商店会連合会は今までの形のままにしておいて、何らか利用してもらう方法はないだろうかという考え方がある。その場合は、そういう面もありまうので、それでは支部でやういふ一つの仕組み——地元がそういうことになれば、それもよろしい、またそうでなくて、支部とまでいかななくても、その商店会連合会等で小規模事業者がたぐさんあり、そこをたまににして、その商店会連合会のみならず、付近の小規模事業者の指導をはかるという形が便利の場合には、こういうようにに会議所が相談所の支所を設けるとか、普及員をそこに置くという形でやつた方

が実情に合ふのだということで、この[2]の考え方を打ち出しているわけでありまして、私どもも理解するところでは、商店会連合会の方がどういう意味でそういうあれなのか、よくわからないのであります。

○小林(正)小委員 とにかく、あくまでも商工会議所だけを大事な子供だといふことで、あなたの方はいよりの任意団体をますます扱いにしておる、そこに問題があると思ふのです。特に現在の任意団体が心配しておることは、なまじかこんな形であつた方が普及員などを、いわゆる商工会議所中小企業相談所支所というところで、商店会連合会などに持ち込まれた場合において、都なり区からせつ々しく現在この任意団体がもつておるところの補助金ももらえなくなるのではないかと、これは、やはり引き続き都並びに区に對して、こうした任意団体に補助金を出してやつてくれ、このことのために補助金などが少なくなつたり、あるいは停止されたりしては非常に気の毒だから、以前と同じようにあるいはそれ以上、やはり任意団体に對しても予算措置をしてやつてほしい、そういう申し入れをするだけの気があります。か、ありませんか。

○小山(雄)政府委員 商店会連合会等が、従来都や区からもらつておる補助金は、おそらくその連合会等がやる何といふか、共同事業的な、あるいは環境整備あるいは共同販売促進といふものです。そういう仕事に對しては、小規模事業者に対する指導事業の補助は、小規模事業者に関する法律で定めた指導をやるのでありまして、ちよつと面が違ふと思ひます。そういう意味もありまして、私どもとしては、これらの小規模事業者に対する補助が、会議所を通じて商店会連合会を使い形であつていくということになりまして、都や区から出ておられます補助金は、当然もらえぬものではないかといふ筋のものです。ありますから、私どもとしても、都や区にそういう話をしたいと思ひます。もちろん考えて参りたいと思ひます。話をしたいという方向で考えて参りたいと思ひます。

○小林(正)小委員 大体商工会議所の従来の行き方を見ておきますと、なるべく任意団体をつぶしたいという考え方を持つておるのです。特に都とかあるいは区とか市とか町とかが、従来任意団体に補助金を出している場合には、これまでしつぱしつぱ私に知つては、例から申し上げますと、ああいう任意団体に補助金を出すのはやめてくれ、これはぜひ一つ法律上認められた商工会議所を通じて、そういう補助金は流してほしいという、現に任意団体に對して補助金を出すことに對してはこれを阻止しようという運動が、商工会議所で行なわれていることを私は知つておる。だから、この点については、今後ともあなたが十二分な配慮をされたい、なまじかこういう形が商工会議所中小企業相談所支所というものを任意団体の中に設けたために、肝心のこれまでもらつていた補助金ももらえなくなるというおそれが多分にあるから、この点は特に注意しておいてもらいたいと思ひます。大体私の言いたいことは、中小企業庁長官が、こうした零細企業対策について十分な思

ひをもちたいと思ひます。話をしたいという方向で考えて参りたいと思ひます。

やりを持っておられ、そこに問題があるのです。今度、かりに商工会法がよいよ通ったといたします。しからば税制上の措置は一体どうなるのか、あなたはそこについてちつとも触れておられない。そこで私は言いたいのだが、現在の商工会法には地方税法における固定資産税を免除するということが、同法の第三百四十八条第二項にはっきり書いてある。しかるに商工会に対しては、そういった固定資産税を免除するという措置をやらうとする意図は、あなたはちつともないじゃないか。私がこうしてこの問題を突っ込んだときに、初めてあなたはああそうかいなというところで、私の質問に迎合するような答弁をやるいはなるかもしれぬが、あなたの方からこういうことをかつて発議されたことがあるかないか、お尋ねいたします。

○小山(雄)政府委員 今回の法案では、地方税の免除は事業税の免除は免税になりましたが、今御指摘のように固定資産税の免除は免税ということに規定されておられません。実は私も同じく、最後までいろいろ自治庁と折衝したわけでありましたが、従来割合に公益的性格の強い法人については固定資産税も免税になっております。ただ、自治庁の言い分をいたしましては、固定資産税というものは所有者の性格にかかわらず、物に課するのだからということ、最近ここ三年くらいの間、たとえば中小企業信用保険公庫、中小企業退職金共済事業団等も、ついに免税規定が入れられなかったわけでありました。そういうことで、最近の法律は全部免税の規定を入れておりません。ただ商工会議所等は、割に法

律ができなかったのが古かった関係上、免税規定が置かれております。私もとしては非常に残念でございますが、そういう自治庁の説明と、もう一つは、商工会は施設を持つことが割に少ないのではあるまいか、それで特に免除を必要とするような場合には、地方税法の市町村において免除し得るという一般的规定がございますので、市町村、町村に主として設けられる商工会との間柄でありますから、話し合つて、その一般規定でもつて免税をやつてもらうということ、まあまあがまんしようかということ、実は政府提案ではその規定が落とされたわけでありました。われわれとしては、商工会議所との比較その他からいって非常に残念で、最後まで話し合つたわけでありましたが、ついにこれを断念したわけでありました。

○小林(正)小委員 私はこの商工会のあなたの方の原案を見たときに、取り締まりにおいては商工会議所法よりもはるかにきびしい感じを受ける。しかも、恩典に対しては逆に会議所よりもはるかに劣っている。これではまことに均衡を失するのではないか。商工会議所も商工会もともに公益的な面を多分に持っている組織であると私は思う。ところが実際は、全く逆の形になっているというところは非常に残念です。

そこで、ただいま自治庁の税務局の鎌田市町村税課長が来ておられるのでお尋ねしたいと思つたのであります。が、中小企業庁長官から今話がございますように、地方税法における課税対象から除外するということは、現在原則としては行なわれないというのが、

一般的の方針であるということは私も承知しております。しかしながら、固定資産税の対象除外の中に現在商工会議所が入れられている、こういうことを私も考えたときに、商工会というものは、商工会議所のある地区は全国の一部にすぎず、商工会議所のない地域にこれと全く同性格の団体として、今般商工会法による法人格を与えられようとしている団体であつて、名称こそ違つておられますが、政府提案の説明を聞いておられますと、この商工会というものはいわば小型商工会議所である、こう言つておられるのでありますから、政府の原案からするならば、全く同じ性格のものである、こう思う。従つて、商工会を今般固定資産税の対象から除外することは、これは新しく追加するやうな問題ではなくて、このことは、現在商工会議所の地区等を縮小して、そこにかわる商工会を設けるところもあるということから考へてみましても、これはぜひとも認めるべきではないか。また全く同一の性格であるにもかかわらず、どつちから税金を免除して、零細な事業者の集まりであるところの商工会が課税されるというところは、国民感情からいって私は許さるべきものではない、こう思う。この点一つ自治庁のお考えをお聞きたいと思つたのであります。

○鎌田説明員 お答えいたします。ただいまの商工会の非課税の問題でございますが、経過は今中小企業庁長官からのお話しになられましたように、最後まで私どもに非常に強い御要望がございました。

すと、第一は地方税の非課税規定を整理して参りたい、こういう気持があるわけでございます。現在御存じの通り、地方税の非課税その他は非常に乱脈になっておまして、大体非課税規定あるいは課税標準の特例を規定しておりますものが、全部で少なくとも六百億を下らないんじゃないか、こういう気持を持っておるわけでございます。地方税全体で五千億余りでございますから、その中の六百億という非課税規定の存在は、私どももいたしましては負担の公平という面から申しましていかがであらうか、こういう気持を持ち、また地方制度調査会なりあるいは税制調査会におきまして、地方税の非課税規定の整理を積極的にやるべきだ、こういうことに再びお勧めがございまして、それで御存じの国鉄なりあるいは専売なり電電なり、こういったものの資産に対する課税でございますとか、あるいは公務員宿舍等に対しましての課税でございますとか、こういったものを交付金あるいは納付金という形ではございますが、課税をして参るという方向に進んで参つておる状況でございます。そういうときに非課税規定を新しく加えるということはいかかなものであらうか、こういうことが私どもの第一の理由でございます。

それから第二の理由をいたしましては、この商工会につきまして、たとえば私どもの手元に中小企業庁の方で調べにられました商工会の実態というやうなものがございまして、これを拝見させていただいておられますと、若干の府県でのサンプル調査のやうでございますが、ほとんどのサンプルの対象になっておりますこの五県ほどのと

ころの調査で見ましても、市町村が補助金を出しておりますその補助金に對します。現在法律に規制前の商工会の補助金に對する依存度が五〇%以上のものがかなりございまして、全体で八五%のものが補助金を入れており、その過半は少額補助金であるといふながら、中にはかなりの補助金を出しておるものもある、こういうことが指摘されておるわけでございます。この全体の財政の三割ないし四割くらいのは補助金に依存をしておる、こういう実態でございます。やはり私も助長、育成の必要があるとするならば、市町村で補助金を出しになられ、税としてはやはりその反面として参る、こういうことが正しい行き方ではないか、こういうふうに考えておりますのが第二の理由でございます。

それから第三の理由をいたしまして、実はこれは私も率直に申しまして、ごもつともと言わざるを得ないものであります。現在の商工会議所が非課税になっておるではないか、実態において同じであるところの商工会のみを、どうしてそういうままだ扱いをするのだ、こういうことになっておるわけでございます。この点は、私も率直に申しまして、第一に申しました非課税規定の整理という方向で、実は商工会議所自体の非課税規定の整理というところを検討させていただきたいという気持を持っておる状況でございます。その点一つよろしく御了承願ひたいと思つたのであります。

○小林(正)小委員 よろしく御了承でございます。あなたが今いろいろ税金のことをお話しになりました。そういうことになりましたと、しからば国税

において一体大企業に対してどのような租税特別措置法の措置が行なわれているのか、そういう議論になりますから、私はきょうここでそのようなことを言おうとは思いませんが、とにかく会議所でやっておる免税措置はそのままにして、会議所よりもっと弱体なこの商工会に対しては税金を上げり上げる、そんなことで国民感情は満足しますか、私は政治の要諦はやはり国民に納得させることにあると思う。強いものには頭を下げて、弱いものにはあくまであなた方げんことを振る上げるといふことが、そもそも大きな間違いだと思う。この点についてはわれわれは断じて承知しません。あなたは了承せよと言われたが了承できません。あなたの方はどうですか、考え直しませんか。

○鎌田説明員 お言葉でございすが、ただいま申しましたような非課税規定の整理という線で、むしろならすのでございすれば、商工会議所の非課税規定を排除するという方向でバランスをとりたい、こういう気持でございすことが第一点。第二点はさつき申しましたような市町村といたしまして助長、育成のために補助金を出して、こういう方向でこの問題は解決すべきではないかということからいたしまして、私ども非課税規定をこれ以上ふやすということについては、御容赦願いたいという気持でございす。

○小林(正)小委員 優秀な事務官であるあなたに、これ以上のことを言っても答弁は出ないと思ひますから、これはやめておきましよう。しかし考え方は、私どもはあくまで政治という立場に立ってものを考えた場合に、そういう

不公平なことは断じて許されないといいことを、これはあなたも一つ肝に銘じていただきたいと思います。時間がだいたい経過いたしておりますから、私は明日さらに引続き質問いたします。

○田中(武)小委員 先ほどの小林委員の質問に対する中小企業庁長官の答弁その他を伺っておりまして感じたことをちょっと申し上げておきたいと思うのですが、法というものはあくまでも将来実施に向かつての効力を持つものではなくてはならない、特別の場合のみに適及が許されておる。なおもう一つは、既得権を侵害してはならぬ、これは私は法の一つの原則といひますか、そういうふうに考えております。ところが、この商工会法が実施せられると、先ほど小林委員が触れておりました任意団体に、今まで任意に市町村あるいは区等から出されておったところの補助金その他が削られるのではなからうかという危惧を持つような状態であります。従つてこういうことに対して既得権を侵害してはならぬ、それからなお中小企業庁長官は、もう少し頭を整理して答弁してもらいたい。なぜならばあなたは商工会は公益法人であるといふことを何回か言われておる。そうでしょう。ところが事業税については非課税、こういうことがきめられておる、こう言われた。公益法人であつて事業をするのですか。商工会は事業税をかけるような事業をするならば公益法人とは言えないと思う。そういう点議論が出てくると思う。

それからなお先ほど私が申し上げましたような今まで任意の団体であつたものに対する名称変更の問題について

は、もっと法理的に法務省なりあるいは法制局について聞かなければならぬと私は思つております。いずれにいたしましても公益法人だ、こう言つておるのと、事業税云々というようなことも、どうもちぐはぐのような考えも起る。それから先ほどの自治庁の課長の考え方、一応自治庁としての地方税に対する考え方はそれでいいと思う。だがしかし、物事は同じように扱うべきときに、こういう差があるときに、一方を有利な方に持つていつてやるのが均衡なんだ、高い方を低い方に持つていくことによつて、均衡を保つんだというような考え方は私は邪道だと思ふ。こういうような点につきましてはなお日をあらためまして関係者に出てもらつて、小委員会あるいは本委員会等において十分討議したい、このように思つておりますので、小委員長に特別にお願いをいたしまして、これは簡単に話し合い等では終わらせんから、速記を入れて十分こういうような点に關係者と呼んでもらつて、議論を尽くしたいと思つておりますので御承知願ひたいと思ひます。

○小川(平)小委員長 本日はこの程度にとどめ、次会は明日午前十時より開会することとし、これにて散会いたします。

午後零時三十分散会

昭和三十五年四月十三日印刷

昭和三十五年四月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局